

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本自動車部品工業会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本産業車両協会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本農業機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本自動車販売店協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。



国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

国自基第128号の3  
国自整第245号の3  
令和2年12月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長  
( 押 印 省 略 )

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知いただくとともに、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

別添

国自基第128号  
国自整第245号  
令和2年12月25日

地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長  
(押印省略)

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添1及び2のとおり周知したので了知されたい。